

各 位

会 社 名 東京都千代田区神田司町二丁目2番地
東 京 鋼 鐵 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 南 良 隆
(J A S D A Q ・ コード 5 4 4 8)
役 職 ・ 氏 名 常務取締役総務部長 新 野 善 行
TEL 0 2 8 5 - 2 2 - 1 3 3 5

定款の（一部）変更に関するお知らせ

平成21年5月8日開催の当社取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第8条第1項を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第8条第2項および現行定款第12条の「当社が発行する株券の種類」の文言を削除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第10条第3項を削除するものであります。

「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第10条の「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第10条第3項および現行定款第12条を附則に移し、平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。

その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

- (2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金曜日)
定款変更のための効力発生日	平成21年6月26日(金曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行	改 訂 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未</u> <u>満株式に係る株券を発行しないことができ</u> <u>る。</u></p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (条文省略) (条文省略) <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以</u> <u>下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約件</u> <u>原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え</u> <u>置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予</u> <u>約権原簿への記載または記録、単元未満株式の</u> <u>買取り、その他株式ならびに新株予約権に関す</u> <u>る事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社に</u> <u>おいては取扱わない。</u></p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主</u> <u>名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿へ</u> <u>の記載または記録、単元未満株式の買取り、そ</u> <u>の他株式または新株予約権に関する取扱い、株</u> <u>主の権利行使に際しての手続き等および手数</u> <u>料については、法令または定款に定めるもの</u> <u>のほか、取締役会において定める株式取扱規程に</u> <u>よる。</u></p> <p>第 13 条 ~ (条文省略)</p> <p>第 22 条</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 23 条 <u>取締役の任期は、選任後 2 年以内の終了する</u> <u>事業年度のうち最終のものに関する定時株主</u> <u>総会終結の時までとする。</u> <u>増員により、または補欠として選任された</u> <u>取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満</u> <u>了する時までとする。</u></p> <p>第 24 条 ~ (条文省略)</p> <p>第 51 条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (現行どおり) (現行どおり) (削 除)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載また</u> <u>は記録、単元未満株式の買取り、その他株式ま</u> <u>たは新株予約権に関する取扱い、株主の権利行</u> <u>使に際しての手続き等および手数料については、</u> <u>法令または定款に定めるもののほか、取締役に</u> <u>おいて定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 12 条 ~ (現行どおり)</p> <p>第 21 条</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 <u>取締役の任期は、選任後 1 年以内の終了する</u> <u>事業年度のうち最終のものに関する定時株主総</u> <u>会終結の時までとする。</u> (削 除)</p> <p>第 23 条 ~ (現行どおり)</p> <p>第 50 条</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人</u> <u>の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿へ</u> <u>の記載または記録に関する事務は株主名簿管理人</u> <u>に取扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失簿への記載または記録は、</u> <u>法令または定款に定めるもののほか、取締役に</u> <u>おいて定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条から本条までの規定は、平成 22</u> <u>年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>